

1・月	小江戸川越七福神巡りの日 法の日 公証週間(～7) 共同募金運動(～12/31)
2・火	
3・水	
4・木	都市景観の日
5・金	
6・土	第9回安比奈親水公園まつり(安比奈親水公園) わが街川越放映日(午前9時30分～9時40分・テレビ埼玉)
7・日	わが街川越放映日(午前9時30分～9時40分・テレビ埼玉) 休日当番医=吉田クリニック(脳外・整外・皮・内) 砂934-11・TEL248-6623
8・月	体育の日 呑龍デー 祝日収集=可燃ごみ(月・木コース)・その他プラスチック製容器包装(月コース) 休日当番医=廣原整形外科クリニック(整外・リハ) 寿町1丁目2255-1・TEL249-2331
9・火	寒露 製品安全点検日 40歳からの健康週間(～15)
10・水	広報川越発行日 目の愛護デー
11・木	国際防災の日 全国地域安全運動(～20)
12・金	石油機器点検の日
13・土	わが街川越放映日(午前9時30分～9時40分・テレビ埼玉)
14・日	わが街川越放映日(午前9時30分～9時40分・テレビ埼玉) 休日当番医=藤野整形外科(整外・外・リハ・リウ) 下新河岸39-1・TEL291-2870
15・月	秋の行政相談週間(～19)
16・火	
17・水	葉と健康の週間(～23)
18・木	統計の日
19・金	青少年を育てる日
20・土	川越まつり(山車ぞろい・山車行列・宵山・曳っかわせ)
21・日	家庭の日 川越まつり(山車ぞろい・山車行列・曳っかわせ) 休日当番医=吉武皮膚科クリニック(皮) 的場2244-2・TEL233-6861
22・月	
23・火	
24・水	霜降
25・木	広報川越発行日
26・金	原子力の日
27・土	07川越産業博覧会(川越運動公園・～28)
28・日	成田山のみ市の市 休日当番医=旭町耳鼻咽喉科診療所(耳) 旭町2丁目7-14・TEL243-8415
29・月	
30・火	
31・水	

■主な月間 仕事と家庭を考える月間 食生活改善普及月間 体力づくり強調月間 食生活改善普及月間 土地月間

■市税納期 市・県民税(第3期) 国民健康保険税(第4期)

日曜日・祝日の診療機関(電話のかけまちがい、ご注意ください)

内科・小児科=川越市立診療所(小仙波町2丁目45-5・TEL223-0601) 受付時間…午前9時～11時・午後1時～3時・午後8時～10時30分

*小児科の診療(急患のみ)は、月～金曜日の午後8時～10時にも行っています。

休日当番医=変更になる場合があります。受診の際は、当日の休日当番医にご確認ください。 受付時間…午前9時～午後4時

歯科(急患のみ)=川越市予防歯科センター(三久保町18-3・TEL224-3891) 受付時間…午前9時～11時30分

市税の収納窓口の延長(10月22日(月)～26日(金))

午後7時まで、収税課・国民健康保険課(本庁舎2階)の窓口を延長します。市税の納付や納税相談などにご利用ください。

問い合わせ…収税課滞納整理担当・TEL内線2384▶国民健康保険課国保収納担当・TEL内線3826

子育てを
楽しめる
まちへ

かわごえ子育てプラン（川越市次世代育成支援対策行動計画） 平成18年度の進ちよく状況について公表します

少子化が急速に進行する中、市では安心して子どもを産み育てることができ
る環境を整備するため、平成十七年三月に「かわごえ子育てプラン（川越市次
世代育成支援対策行動計画）」を策定しました。同プランは、行政だけでなく
家庭・学校・地域・事業主など、すべての人々が連携・協力することにより、
未来の川越を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことのできる社会の実現を
目指しています。



子どもたちの笑顔がいっぱい！ 今成保育園の通常保育事業の様子

同プランには、「子どもと親
と地域とがともに育ち支えあ
うまち川越」の実現に向けて、七
つの基本目標と二十六の施策目
標が定められています。この目
標を達成するために、これまで
の児童福祉施策にとどまらず、
教育・環境など幅広い事業を
実施しています。

今回は重点的に行う事業のう
ち目標値を設定した九事業につ
いて、平成二十一年度までの目
標事業量と平成十八年度までの
進ちよく状況を公表します。

*「かわごえ子育てプラン」と
すべての事業の「平成17年・18
年度進ちよく状況」は、市ホ
ムページでご覧になれます。

問い合わせ：子育て支援課子育
て支援担当・TEL内線2581

●かわごえ子育てプラン目標事業量の進ちよく状況

事業名	計画開始時 (平成17年4月)	現在の数 (平成18年度末)	目標事業量 (平成21年度末)
①通常保育事業	2,520人	2,595人	3,098人
②延長保育事業	21か所532人	31か所817人	35か所1,090人
③病後児保育事業（施設型）	0か所0人	0か所0人	1か所10人
④一時保育事業	6か所60人	11か所110人	24か所120人
⑤特定保育事業			
⑥地域子育て支援センター事業	4か所	6か所	5か所
⑦保育所による地域子育て支援事業	28か所	30か所	34か所
⑧つどいの広場	0か所	5か所	10か所
⑨学童保育事業	1,824人	1,850人	2,082人

*各事業量の数字は、利用可能または予定数です。

*通常保育事業の事業量は、家庭保育室を含まない認可保育園の定数です。

*一時保育事業と特定保育事業は、運用上分けることが困難なため、一体として計上しています。

●各事業内容の説明

- ①…保護者に代わり保育所で、保育を必要としている就学前の児童を保育する事業
- ②…①の事業を行う保育所の開所時間を延長する事業
- ③…病院などで、病気の回復期にある児童を一時的に保育する事業
- ④…保護者の疾病・事故などで一時的に保育が困難な就学前の児童を保育する事業
- ⑤…保護者の就労などで保育が困難な就学前の児童を、週2、3日程度保育する事業
- ⑥…就学前の児童を持つ家庭に対する育児相談や、子育てサークルの活動支援を行う事業
- ⑦…①の事業を行う保育所で世代間交流などを行い、地域による子育てを推進する事業
- ⑧…主に3歳未満の児童を持つ、子育て中の親や子どもとの交流の場を提供する事業
- ⑨…就労などにより放課後常時留守になる家庭の、主に小学1～3年生を保育する事業